

GOOD TIMES DANCE ACADEMY 会員規約

第1条(名称)

本スクールは GOOD TIMES DANCE ACADEMY(グッドタイムダンスアカデミー)と称します。

第2条(目的)

本スクールはダンス文化の向上に広く貢献するとともに、生徒のダンス技術・理論のさらなる向上をめざし、楽しく創造力や活動力豊かなダンススクールとすることを目的とします。

第3条(資格条件)

本スクールに入校できるのは、本スクールの趣旨に賛同し、規約を承認した方で、かつ心身とも健康で異常のない方とします。

第4条(資格取得)

本スクールに入会を希望する方は、所定の入会手続きをし、入会金を納めることにより入会が認められ本スクールの生徒となります。但し、未成年者の場合は親権者の同意が必要です。

第5条(生徒資格の譲渡)

入会資格を譲渡することは一切できません。

第6条(生徒資格の有効期間)

生徒資格の有効期間は、終身とします。但し、生徒は下記の場合その資格を失うものとします。

- 1.退校
- 2.除名

第7条(除名等)

本校は生徒が次の各号のいずれか一つに該当すると認められた場合は、何らの警告なしに生徒を除名することができるものとする。

- 1. 月謝の納入を滞納し、期限を定めた催告に応じない場合。
- 2. 本スクールの施設を故意に毀損した場合。
- 3. 本スクール規約、その他本スクールの定める規則に違反した場合。

- 4. 本スクールの名誉、信用を毀損した生徒。本スクールの秩序を乱す生徒。
- 5. その他本スクールの生徒として品位を損なう行為のあった生徒。

第 8 条(生徒資格の喪失)

何らかの理由により生徒資格を喪失した場合は、退回手続き申請書に必要事項を記入していただきます。

第 9 条(生徒の施設利用)

本スクールの生徒は、本会員規約及び本スクールの諸規則に従い本スタジオの諸施設を生徒料金で使用することができます。

第 10 条(入校金及び授業料)

一旦、収めた入会金及び受講料はいかなる場合もこれを返還しません。

第 11 条(月謝)

生徒は、その生徒の在籍するコースの定められた月謝を前納しなければなりません。

第 13 条(休講)

休講は原則として認めません。但し生徒が、出産・傷病等の事情の場合において、休講届け、証明書を提出し、本校の承認を受けた場合に限り認められます。

第 14 条(受講、施設の利用)

- ①生徒は本スクールの定める月謝を納めることにより、受講、施設の利用が認められます。
- ②受講、施設の利用の際は本校の定める諸規則及び従業員の指示に従って下さい。

第 15 条(受講の拒絶)

生徒の事故、怪我等の防止の為レッスン開始後、15 分以上経過した場合には受講を拒絶します。

第 16 条(ビジター制度)

- ①本スクールはクラスに余裕がある場合は、ビジターを受け入れます。
- ②ビジターについても、本規則を適用するものとします。

第 17 条(スタジオ及び施設の変更・休校)

- ①本スクールは必要に応じてスタジオ及び施設の変更ができるものとします。
- ②気象、災害等、その他の事由により開校が不可能な場合休校できるものとします。
- ③いずれの事由においても生徒は一切の異議申し立て、補償請求をすることはできません。

第 18 条(免責)

本校はレッスン受講者に対し、以下の事由に基づく損害等に関して一切の責任を負わないものとします。

- (1) スタジオ内、諸施設内において生じた盗難・傷害・事故
- (2) レッスン中に起きた怪我、障害、病気、持病等の発生、その他の健康状態の変化
- (3) インストラクターの行う正当な指導行為に基づき発生する精神的肉体的疲労や苦痛

第 19 条(休校日)

本スクールは、夏期、年末年始に休校日を設けることができるものとします。原則としては五週目に振替を致します。また、発表会と重なったレッスンの振替レッスンは行いません。

第 20 条(損害賠償責任)

生徒が本スクールのスタジオ・諸施設を利用中、自己の責任において本校又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償を負い速やかにその責に任ずるものとします。

第 21 条(諸料金の変更)

本スクールは生徒が負担する入会金、月謝等を変更できるものとします。

第 22 条(退校)

- ①やむをえず退会する場合は、必ずスクール受付に申し出るものとし、前月 9 日までに書面にて申請し翌月いっぱい退会とする。
- 退会する月までは在籍扱いとなり、月謝も納付しなければなりません。(例:10 月 9 日までに退会の申し出をした場合、11 月末日まで在籍)
- 月謝料金の減変更について、前々月 9 日までに書面にて申請し翌々月一日から変更となる。(例:10 月 9 日までに変更申し出をした場合、12 月 1 日より適用)

第 23 条(改正)

本スクールの利用に関する本規約の改正及び本規約に定めのない事項については、本スクールがこれを定めることができるものとし、その効力は生徒・ビジター会員に及ぶものとします。